奈 政 行 第 8 号 平成 26 年 1 月 30 日

奈良市監查委員 中 村 勝三郎 様

同 中本 勝様

同 三浦教次様

同松田末作様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果及び意見に対する措置状況について(通知)

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果及び意見に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成22年度包括外部監査「市税の賦課及び徴収に関する事務の執行について」 の結果に対する措置状況について

- 第3 監査の結果及び意見
- Ⅳ 市税の徴収について
- 2. 結果及び意見
- (10) 個別案件の検討結果
- ① 法人1位

(滯納整理課)

## 【監査結果】

(ア) 換価猶予期間経過後に適切な対応を行うべきである

平成21年10月22日に行った換価猶予の猶予期間は同年11月21日までとされている。にもかかわらず、平成22年10月22日時点で換価処分されていないばかりか、換価猶予の延長も行われていない。期限を設定して換価猶予を行った場合において当該期間内に初期の目的を達成できなかった以上、抵当権の設定を解除して改めて不動産を差押するか、少なくとも換価猶予の延長を行う必要があると考える。

## 【措置の内容】

当該用地は、公共事業の候補地として地権者と交渉が進められていたため、 差押処分を保留していましたが、事業用地でなくなったため、平成25年4月17日 に差押しました。